

令和4年度

那珂川町立認定こども園（幼保連携型）

入園申込みのしおり



那珂川町子育て支援課子育て支援係

TEL 0287-92-1115

目 次

1	認定こども園とは…	1
2	支給認定について（保育の必要性の認定）	1
3	保育の必要量について（2号認定・3号認定）	2
4	利用調整	2
5	支給認定（入園）の申込みに必要な書類	3
6	募集期間 及び 申込先	4
7	保育料・その他の料金について	4
8	年度途中からの入園を希望される方	4
9	その他	4
10	申込みから入園までの流れ（4月1日入園の場合）	5
11	認定こども園一覧表	6
	参考 認定こども園デイリープログラム	7

1 認定こども園とは…

認定こども園とは、就学前の児童に教育と保育を一体的に提供する施設のことです。認定こども園には、「幼稚園型」や「保育園型」などの分類がありますが、那珂川町では、従来の幼稚園と保育園の両方の機能・特徴を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を設置しています。

2 支給認定について（保育の必要性の認定）

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、認定こども園を利用する場合は居住する市町村から支給認定を受ける必要があります。

認定区分は次の3種類に分かれており、各認定区分によって利用できる内容が異なります。

また、2号認定及び3号認定については、それぞれの保育の必要量に応じて、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。（詳しくは次項3をご参照ください。）

	1号認定	2号認定	3号認定
対象児童	満3歳以上で保育を必要としない子ども	満3歳以上で保護者の就労等で保育を必要とする子ども	満3歳未満で保護者の就労等で保育を必要とする子ども
利用内容	標準的な教育時間の学校教育のみ	標準的な教育時間の学校教育 + 保育	保育のみ
利用日	土曜・日曜・祝日・長期休業日を除く日	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く日	
教育・保育時間	9:00～13:00(4時間)	7:30～19:00（土曜日は18:30まで）のうち、 ①保育標準時間認定は11時間以内 ②保育短時間認定は8時間以内	
特別保育	① 預かり保育（無料） 8:30～9:00, 13:00～14:30 ②預かり保育（有料） ㊦7:30～8:30, 14:30～16:00 ㊧8:30～14:30(土曜・長期休業日) ※条件により無償化(上限有)。	延長保育（有料） 教育・保育時間を超過して保育を行います。 ※30分以下の保育時間は切り捨てますので、 保育標準時間認定の子どもの場合は、実質無料となります。	
給食	完全給食（おやつなし） …給食費は別途徴収します。	完全給食（おやつあり） …給食費は別途徴収します。	完全給食（おやつあり） …給食費は保育料に含まれます。

※土曜日に行う保育は、利用者数に応じて、実施する園を限定する場合があります。

※給食（完全給食：主食と副食を提供）は平日のみ実施します。土曜日は弁当を持参願います。

※一時保育（入園児以外）を利用する場合は、支給認定は必要ありません。

3 保育の必要量について（2号認定・3号認定）

2号認定及び3号認定については、保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量を最大11時間とする「保育標準時間認定」と、同じく最大8時間とする「保育短時間認定」に区分します。また、それぞれの事由には、認定有効期間（施設利用可能期間）が決められています。

保育を必要とする事由		保育の必要量		認定有効期間 (施設利用可能期間)
		標準時間 認定	短時間 認定	
1 就労	月 64 時間以上 120 時間未満		○	小学校就学まで
	月 120 時間以上	○		〃
2 妊娠・出産		○		出産(予定)日の前後 2 カ月間
3 保護者の疾病・障害		○		小学校就学まで
4 親族等の介護・看護		○		〃
5 災害復旧		○		〃
6 求職活動			○	90日間
7 就学	月 64 時間以上 120 時間未満		○	保護者の卒業予定日、又は小学校就学まで
	月 120 時間以上	○		〃
8 虐待・DV		○		小学校就学まで
9 育児休業中の継続利用			○	育児休業期間終了まで（出生した児童が 満1歳になるまで を限度）

※標準時間認定の場合、希望により短時間認定にすることができます。

※認定有効期間について、保育を必要とする事由が消滅した場合は、その消滅日までとします。

※育児休業からの復職により認定こども園を利用する場合は、原則、復職日が認定有効期間の開始日（施設の利用開始日）となります。

4 利用調整

入園希望者が所定の人員を超過した場合、利用の優先度を点数化し、点数の高い児童から順に入園を決定していきます（利用調整）。なお、ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVのおそれがある場合、兄弟同時利用の場合などは、優先度を上げることとされています。



5 支給認定（入園）の申請に必要な書類

申請には、各支給認定区分や条件により、次の書類が必要です。

①支給認定申請書（入園申込書） ⇒ 1号、2号、3号認定全てで必要

- ◆児童1人につき1枚ご提出ください。
- ◆保育料算定等に必要がありますので、**個人番号（マイナンバー）**は必ず記入してください。
記入が無い場合、「課税証明書」等の書類の提出を求められることがあります。

②添付書類（就労証明等） ⇒ 2号、3号認定で必要

- ◆保育を必要とする事由に該当することを確認するため、次の書類をご提出ください。

保育を必要とする事由		証明書等（注意点・添付書類等）
1 就 労	会社員等	就労(内定)証明書（勤務先の証明が必要） ※会社員等：給与所得者（専従者給与除く）、パート・アルバイト含む。
	農 業	農業従事申立書（農業経営者、専従者）
	自 営 業	自営業従事申立書（事業経営者、専従者）
2 妊娠・出産		母子健康手帳の写し、妊娠・出産予定日の確認できるもの ※那珂川町より母子健康手帳を交付された場合は省略可
3 保護者の疾病・障害		医師の診断書、通院（入院）証明書、身体障害者手帳等の写し
4 同居又は長期入院等している親族等の介護・看護		介護の認定が分かる書類や身体障害者手帳等の写し、 家族等の介護・看護を証明できる書類
5 災害復旧		保育を必要とする事由申立書、罹災証明書など
6 求職活動 (起業準備を含む)		保育を必要とする事由申立書（内容を証明できる書類）
7 就 学		在学証明書など在学を証明できる書類
8 虐待やDVのおそれがある 場合		状況を証明できる書類
9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合		就労(内定)証明書、育児休業証明書

※利用調整を行う際に必要がありますので、同居している親族等（令和3年10月1日時点で満65歳未満）についても該当する証明書等をご提出ください。

※きょうだいで入園を希望される方は、証明書の提出は1部のみで結構です。

※申込み後に保護者及び世帯の状況に変更があった場合（就職、退職、勤務先変更、産休・育休、離婚、結婚など）は、必ず子育て支援課に届け出てください。

6 募集期間 及び 申込先

募集期間

令和3年10月11日（月）から11月12日（金）まで

申込先

那珂川町子育て支援課子育て支援係（TEL 0287-92-1115）

※小川出張所では受け付けませんので、ご注意ください。

※申込みは、募集期間内**必着**としますので期限を厳守してください。

※申請の際は、提出書類の内容に関して確認させていただく場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

※提出書類に**不足や不備がある場合は受け付けできません**ので、あらかじめご了承ください。

7 保育料・その他の料金について

別添『令和3年度特定教育・保育施設等の利用者負担額（保育料）基準表・那珂川町立認定こども園料金表』を参照ください。保育料及びその他の料金については改訂される場合がありますので、ご注意ください。

納期限（口座振替実施日）は**毎月20日**です。（土・日・祝日の場合は、翌開庁日）

8 年度途中からの入園を希望される方

(1) 園の運営上、年間の入園児童数の動向を事前に把握する必要がありますので、育児休業からの復職や就職、求職活動などにより、年度途中（令和4年5月以降）から入園を希望（予定）している方も募集期間内に申請してください。

(2) 募集期間内に申請し、審査の結果、入園の要件を満たす方については、入園内定通知を送付します。

(3) 募集期間後については、別に定めます入園希望月ごとの受付期間により申請してください。概ね、入園希望月初日の2か月前からの2週間が受付期間となります。

※既に入園している児童の人数や職員数など、園の状況により希望どおり入園できないことがあります。

9 その他

那珂川町へ転入の予定がある方

- 令和4年3月31日までに転入する予定の方

那珂川町に申し込んでください。転入の条件付きで審査します。審査の結果、入園の要件を満たす方については、入園内定通知を送付します。

- 令和4年4月1日以降に転入する予定（転入時期未定）の方

現在お住まいの市町村に申し込んでください。お住まいの市町村から提出書類の写しが那珂川町に送付され、審査いたします。まず、お住まいの市町村の担当課窓口でご相談ください。

募集期間終了後の申込み

募集期間終了後も入園申込は受け付けますが、期間内に書類を提出された方の審査を優先的に
行い、それが終了した後の審査となりますので、希望どおり入園できないことがあることを、あ
らかじめご了承ください。

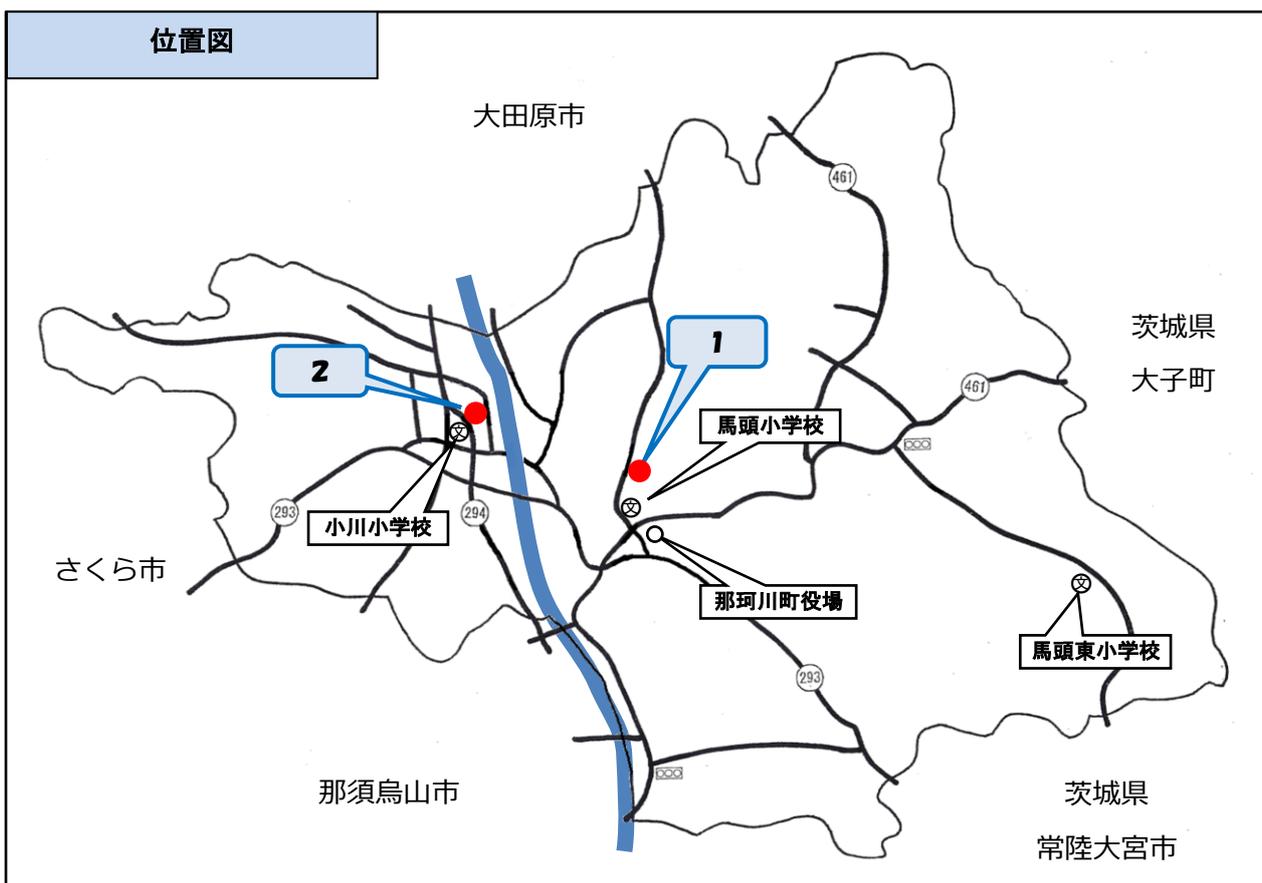
10 申込みから入園までの流れ（4月1日入園の場合）

①申込み (保護者→町)	必要書類（5を参照）を申込先（子育て支援課子育て支援係） に提出してください。 【募集期間：10月11日（月）～11月12日（金）】
②支給要件審査 (町が実施)	町が就労状況などについて調査・確認します。 ※必要に応じて、町が関係機関に連絡する場合があります。
③支給認定・利用調整 (町が実施)	支給認定を行った後、利用調整により入園する認定こども園を 決定します。 ※各支給認定区分に該当しなかった方は、認定こども園の利用は できません。 ※利用調整基準に基づき点数をつけ、得点の高い児童から順に希 望するこども園に入園を決定します。 ※希望どおりの認定こども園に入園できないことがありますの で、ご了承ください。
④支給認定証・入園承諾書 送付 (町→保護者)	支給認定証と併せて、入園承諾書を発送します。 【1月下旬頃】
⑤保育料口座振替申込 (保護者→金融機関)	入園承諾書と併せて送付する那珂川町税等振替依頼書に必要 事項を記入し、金融機関に提出してください。 ※すでに振替口座を登録済みの方は必要ありません。
⑥入園説明会・面談 (町・園→保護者)	入園に関する説明や児童の面談を開催します。 【2月下旬から3月上旬頃】
⑦入園準備 (保護者で対応)	入園に際して必要なものを準備してください。 ※準備すべきものは入園説明会等でお知らせします。
⑧入園 (保護者・児童→各園)	4月1日以降、各自登園してください。 ※2号・3号認定の子どもは4月1日から登園できます。 ※1号認定の子どもは入園式からの登園となります。（入園式前 に利用したい場合は預かり保育で対応します。）

※あくまで現時点での予定です。変更になる場合がありますので、ご注意願います。

11 認定こども園一覧表

	1	2
園名	ひばり認定こども園	わかあゆ認定こども園
所在地	那珂川町和見82-1	那珂川町小川869
電話番号	92-2301	96-5221
定員	160名	200名



参考 認定こども園デイリープログラム

0・1・2歳児クラス 3号認定	時間	3・4・5歳児クラス	
		1号認定	2号認定
順次登園 ☆自由遊び 	7:30	☆預かり保育 (有料) 7:30~8:30	順次登園 ☆自由遊び 
(おやつ) ◎クラス別活動 ☆カリキュラムに沿った 保育活動 	8:30	順次登園 ☆自由遊び	● コアタイム (教育標準時間) ☆カリキュラムに沿った教育活動 (1号認定・2号認定の子どもが、年齢別に一緒にのクラスで活動します。) 
9:00 昼食準備・昼食 午睡準備	10:50 11:30	昼食準備・昼食 	
午睡 	12:30	降園準備・午睡準備 帰りの会 (終了後、認定区分ごとにそれぞれの部屋に移動)	午睡 (休息)
13:00 おやつ ☆自由遊び	14:30	☆自由遊び 順次降園 	午睡 (休息) 
15:00 順次降園 	16:00	☆預かり保育 (有料) 14:30~16:00	おやつ ☆自由遊び
19:00 保育修了	19:00	保育修了	順次降園  保育修了